

## 南三陸警察署からのお知らせ

### 【地域課】 犯罪被害に遭わないために

最近町内で、北海道の直売所を名乗り、あたかも家族から商品の送付を依頼されたかのように装い、カニのセットを送り付けて、代金を支払わせるといふ悪質な業者による送り付け商法事案が発生しています。

身に覚えのない商品が送り付けられた場合、すぐに受け取ったりせず、本当に注文をした商品なのか家族などに確認したうえで対応し、被害に遭わないようにしましょう。

### 1月10日は「110番の日」です

110番は事件・事故があった時の警察への緊急通報用の電話です。

#### 110番通報のポイント

- 1 被害にあつたらすぐに通報する
- 2 非通知にしないで110番する
- 3 住所がわからない場合は、近くの建物やお店の名前を伝える
- 4 指令室から折り返し電話することがあるので、110番した際はすぐに留守番電話にしない

「見たまを あせらず急がず 110番」

### 【交通課】 冬道の交通事故防止について

ドライバーの皆さん、冬用タイヤ、タイヤチェーンなどの冬道の準備は万全ですか？冬期間は特に朝や夕暮れ時などの通勤時間帯の交通事故が多発する傾向にあります。皆さんで冬道の安全運転1・2・3運動を実践しましょう。

#### 1・2・3運動の重点は

- 1 割、スピードダウンしよう
  - 2 倍、車間距離をとろう
  - 3 分、早めに出発しよう
- を守り、冬道の交通事故防止に努めましょう。

また、冬期間は夕暮れ・夜間の交通事故も多い時期ですので、ドライバーは、前照灯の早め点灯（午後4時ライトオン作戦）、歩行者の外出時には、明るい色の服の着用と反射材・ライトの活用を実践して交通事故を防止しましょう。



問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

### お詫びと訂正

12月号でお知らせした高齢者叙勲の受章名称の表記に誤りがありました。

「瑞宝単光章を受章されました。」と記載しておりましたが、「旭日単光章を受章されました。」が正しい表記となりますので、お詫びの上訂正いたします。

問い合わせ 復興企画課情報化推進係 ☎46-1371

## 町内における空間放射線量測定情報

### ■空間放射線量

(単位：マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日：12月1日から10日)

| 測定地点    | 測定値  | 測定地点       | 測定値  |
|---------|------|------------|------|
| 役場庁舎    | 0.05 | 志津川小学校     | 0.07 |
| 神割崎     | 0.07 | 入谷小学校      | 0.08 |
| 波伝谷漁港   | 0.05 | 伊里前小学校     | 0.06 |
| 水尻川中流部  | 0.06 | 志津川中学校     | 0.08 |
| 入谷さんさん館 | 0.10 | 歌津中学校      | 0.08 |
| 伊里前川中流部 | 0.10 | 志津川保育所     | 0.08 |
| 吉野沢団地   | 0.06 | 伊里前保育所     | 0.07 |
| 泊浜      | 0.05 | 名足保育所      | 0.06 |
| 名足仮設団地  | 0.07 | 平成の森(地表1m) | 0.05 |
| 水塚峠     | 0.10 | 田東山頂       | 0.12 |

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(年間1ミリシーベルト以上)の放射線量が計測された場合は除染作業を行うことと定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

### ■水道水中の放射性物質測定結果について

前回と変更ありません。(当町の水道水は食品衛生法の基準を満たしています。)

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

### ■町内産農林水産物中の放射性セシウム測定結果

(単位：ベクレル/kg)

◇結果：基準を満たしています。(基準値=100ベクレル/kg)

| 品目                        | 採取日                | 測定値(検出下限値)    |
|---------------------------|--------------------|---------------|
| ハウス ほうれん草、菌床しいたけ          | 11月12日(月)～12月5日(水) | 不検出(10未満)     |
| マサバ、イナダ、シロサケ、ワラサ、シロサケ(卵巣) | 11月2日(金)～11月29日(木) | 不検出(14.489未満) |
| スズキ(十三浜沖産)                | 11月2日(金)           | 27.470(9.079) |

### ■町内産農林水産物の出荷制限 (12月10日現在)

県等による放射線検査を実施した結果、**露地栽培の原木しいたけ、こしあぶら、イノシシ肉、クマ肉、1キログラム以上のマダラ、クロダイ、スズキ**について引き続き出荷制限が行われております。

※市場には流通しておりません。

問い合わせ 産業振興課 ☎46-1378

## 起業支援補助金が利用できます

町では、地域資源を活用した経済活動を行うための起業をしようとする方に対し支援措置を講ずることにより、産業の振興を図り、地域の活性化と雇用の創出に資することを目的として、起業支援補助金を交付します。

補助金の交付を受けようとする方は、起業化計画の募集に応募し、認定を受ける必要があります。

### 【募集への応募要件】

町内に事業所を有し、または有する見込みの個人、団体または法人であって、次の要件を満たす方

- (1)フランチャイズ・チェーンに加盟していない
- (2)個人にあつては、町内に住所を有する方、または補助金の申請を行おうとする日の前日までに町内に住所を有する見込みの方
- (3)町税等の滞納がない方

### 【起業支援補助金】

補助対象経費の2分の1の額(千円未満の端数切り捨て)で、上限300万円(開業準備経費及び施設設備費は200万円を上限、運営経費及び雇用経費については100万円を上限)

### 【応募方法等】

起業化計画書を提出していただき、審査会での認定を受けた後に補助金の交付申請をしていただくことになります。

### ◇計画書提出期限 1月31日(木)

※提出書類や不明な点については、問い合わせください。

## 企業立地奨励条例による『立地奨励金・雇用奨励金』について

町では、企業の育成と誘致に必要な奨励措置等を講ずることにより産業の振興と雇用の拡大を図り、町民生活の安定向上に資することを目的に、固定資産の取得価額が一定以上の企業者に対し、立地奨励金・雇用奨励金を支給します。

詳細については、広報みなみさんりく12月号をご覧ください。

申し込み・問い合わせ 産業振興課商工振興係 ☎46-1378

## 「海と山の地域ブランドづくり研修会」の開催について(参加者募集)

町では、地域産業が一体となり元気になっていくため、海と山の地域ブランドづくりを目指しています。

そのため、漁業・水産加工業・林業・製材業関係者等の方々に、森林認証制度や養殖認証制度について知っていただくとともに、「海と山の生産者のコラボレーション」による町独自の商品開発を進めることを目的とした研修会を開催します。新たな事業展開を検討している皆さんの参加をお待ちしています。

開催日時は、1月26日(土)と2月3日(日)と2月17日(日)で、いずれも午後1時から役場庁舎2階大会議室で実施します。

申し込み・問い合わせ 産業振興課水産振興係 ☎46-1378

## 農業委員会委員選挙人名簿 登載申請は1月10日(木)までです

農業委員会委員選挙人名簿への登載については、毎年1月1日現在の状況により1月10日までに申請書を提出することになっています。あらかじめ対象になると思われる方(世帯)には、12月中に郵便により配布していますが、選挙権を有する者として該当する方(世帯)で、お手元に申請書が届いていない場合は、選挙管理委員会事務局または農業委員会事務局まで至急ご連絡ください。

### 選挙権を有する者の範囲

町内に住所を有し、次のいずれかに該当する方で、20歳以上(※)の方

- ①10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
- ②上記の者の同居の親族または配偶者(耕作に従事する日数がおおむね60日に達しないと農業委員会が認めたと者を除く。)
- ③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主(耕作に従事する日数が年間おおむね60日に達しないと農業委員会が認めたと者を除く。)

※平成5年4月1日以前に出生した方が対象となります。

(注)今回の震災のため町外に避難を余儀なくされた農業者については、震災に伴う避難及び被災により耕作できない状態はやむを得ない一時的なものであり、状況が改善されれば耕作が再開されると考えられることから、引き続き移転される前の住所地に住所を有し、耕作の業務を営んでいるものとみなされます。農業者の親族や配偶者についても同様にみなして選挙人資格の判断をします。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎46-1370  
農業委員会事務局 ☎46-1378

## か 家畜やか家きんを 飼っている皆さんへ



家畜伝染病予防法の改正により、**家畜**(牛、豚、馬、めんさんよう 縮山羊)及び**家きん**(鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう)の飼養者に対して、毎年飼養頭羽数及び飼養管理状況の報告が義務づけられました。飼養者の方は送付された報告書に記入のうえ提出願います。報告書が送付されない方は問い合わせください。

なお、報告書を提出されない場合や不適切な飼養管理が行われていることが明らかな場合は、県家畜保健衛生所が行う指導の対象となります。また、愛玩用として鶏等の家きんを1羽以上飼養している方も飼養羽数の報告が必要となります。飼養している方には報告様式を配布しますので問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課農林振興係 ☎46-1378  
東部家畜保健衛生所防疫班 ☎0220-22-2395